

〈朝日でんさいサービス預金口座振替規定〉

当社（私）は、朝日でんさいサービスの利用手数料および電子記録債権の支払いを預金口座振替の方法で行うこととしますので、下記事項を確約のうえ依頼します。

1. 利用手数料

- （１）本サービスの使用にあたっては、貴金庫所定の月額基本手数料・利用手数料を貴金庫所定の日に自動的に支払います。この場合、当社（私）に通知することなく、貴金庫任意の方法により、引落しのうえ決済口座（代表口座）から支払ってください。この場合、普通預金規定、総合口座取引規定および当座勘定規定にかかわらず、通帳・払戻請求書・キャッシュカードまたは当座小切手の提出はいたしません。
- （２）引落しの際、他に支払いをなすべきものがある時は、いずれを先にされても異議ありません。
- （３）代表口座の残高不足等により、引落日に、貴金庫に支払うべき利用手数料の口座振替ができない場合には、引落口座に直ちに預け入れますので、預け入れ後いつでも再振替を行うことができるものとします。ただし、貴金庫から別途指示があったときは、その指定する方法で支払うものとします。

2. 電子記録債権

- （１）債務者として利用する場合には、発生させた電子記録債権の支払期日の前営業日まで、当該電子記録債権の決済資金を決済口座に準備いたします。
- （２）電子記録債権の支払いについては、当社（私）に通知することなく支払期日に、決済口座から引落しのうえ、でんさいネットから指定のあった債権者の決済口座に払い込みを行ってください。この場合、普通預金規定、総合口座取引規定および当座勘定規定にかかわらず、通帳・払戻請求書・キャッシュカードまたは当座小切手の提出はいたしません。
- （３）支払期日の決済口座の残高が不足した場合、支払期日当日の入金にもとづく、債権者口座への払い込みについては、貴金庫の判断により行われるものとします。
- （４）支払期日が同日の複数の電子記録債権の支払いがあった場合、またはその他小切手、手形の支払い等があった場合、いずれを先にされても異議ありません。
- （５）電子記録債権の分割譲渡により支払期日が同日の債権が複数ある場合には、分割後の債権金額単位で引落してください。

3. 本預金口座振替契約は、貴金庫が必要と認めた場合は、当社（私）に通知することなく取扱停止もしくは解約されても異議ありません。

4. 本預金口座振替について紛議が生じても貴金庫の責による場合を除き、貴金庫には迷惑をかけません。

以 上